

富山県海岸漂着物対策推進地域計画（改定案）に対するご意見と考え方

番号	関連項	ご意見	ご意見に対する考え方
1	10 ページ	<p>第2章 2. 海岸漂着物の状況等</p> <p>図2-6 ライター消費地調査結果</p> <p>図の赤丸と青丸の内容を、凡例で分かるようにしてほしい。採取年月の差、材質の違い等、区別した理由を知りたい。</p>	<p>赤丸が平成24年度調査、青丸が平成25年度調査（六渡寺海岸（射水市）のみで実施）の結果です。凡例を追記しました。</p>
2	19 ページ	<p>第2章 3. 海岸漂着物等に係る課題</p> <p>海岸に漂着せずに沈んでいる海底ごみ等も相当量存在しているか。そうであれば、「富山湾そのものが危ない」といった、警告も含めたような文章を載せても良いのではないか。</p>	<p>環境省が平成28年度に行った漂流・海底ごみの調査では、富山湾で生活系のごみ、ビニル袋やトレイ、空き缶、瓶などが発見されています（14-15ページに記載）。こうした状況を踏まえ、本改定案では新たに、漂流ごみ等への対策を盛り込んでいます。</p>
3	21 ページ	<p>第3章 1. 計画の目指す姿（将来像）</p> <p>目指すべき姿（将来像）は、8割以上が陸からの流入ごみであるならば、漂着ごみありきの目標とすべきではない。「より美しく豊かな海岸を目指してごみの発生抑制に努め、清掃活動をしなくても常に美しい海岸となるよう県民一体となって取り組む」とすべきではないか。</p> <p>また、この目標に向けてごみの発生抑制・流出防止策を強化する必要がある。図3-1の活動例に関しては、ごみを捨てる人への啓蒙や製造・販売者等への啓蒙、それに対する法令化も視野に入れた方が効果的である。特に、世界的にも早急な対応が求められているプラスチックごみについては、別枠で強く重点化すべき。</p>	<p>ご意見のとおり、漂着ごみの無い海岸を目指して対策を進めます。このためには、日常生活や事業活動の中で、ごみの発生抑制や、海岸に限らず街なか等を含めた清掃美化活動に継続的に取り組む必要があります。</p> <p>海洋プラスチックごみ対策については、19～20ページ、「第2章 3. 海岸漂着物等に係る課題」に、「（4）海洋プラスチックごみに係る課題」として、別枠で追記しました。一方、海岸漂着物対策については、そのほとんどは海洋プラスチックごみ対策以外にも共通するものであることから別枠化はしませんが、23ページ、第3章 3. 海岸漂着物対策の基本的方向性「（2）効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大」に、海洋プラスチックごみ対策に係る記載を追記しました。</p>
4	21 ページ	<p>第3章 1. 計画の目指す姿（将来像）</p> <p>用水等においてオイルフェンスや網場を通年設置し回収することで、海に流出するごみを大きく減らすことができる。また、用水でのごみ回収施設の数を増やすことも効果的。このような抜本的な対策を、目指す姿の中に取り入れて欲しい。今のままでは、海岸地区の住民ばかりが、自分の捨ててもないごみの回収に、過去・現在・未来と続けなければならないと、行政施策として抜本的な対策を打ち出す時期であると考えます。</p>	<p>抜本的対策としては、ごみの流出防止や、ごみそのものの排出を抑制する3R等のエコライフの推進が挙げられ、図3-1「目指す姿に向けた具体的な活動例」の中に記載しています。また、「清掃活動等への積極的な参加」として、身近な場所の清掃をこまめに行うことや、上流域から下流域までの住民が一体となった取組みを挙げ、海岸地区の住民ばかりではなく、流域全体で取り組むとしています。</p> <p>なお、用水等におけるごみの回収に関するご意見については、関係機関等に情報提供し、対策を検討してまいります。</p>

番号	関連項	ご意見	ご意見に対する考え方
5	22 ページ	<p>第3章 2. 計画の目標を達成するための指標</p> <p>何を基準に、どう予想して設定されたのか。目標値の根拠が見えない。現況値と目標値の幅がまちまちで、すぐに達成できそうなものや逆に達成が厳しいと感じるものがあり、個別に説明が欲しい。</p>	<p>個別の項目に関する説明については、下段のとおりです。</p> <p>なお、参加者数を指標としている項目については、コロナ禍により令和2年度の実績が大きく下がる見込みのため、コロナ禍前の状況まで回復させることを目指すとして目標値を設定しました。こうした経緯がわかるよう、説明を追記しました。</p>
<p><個別の項目に関する説明></p> <p>① 適切な役割分担に基づく円滑な回収・処理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「海岸の清潔保持のための利用シーズン前の回収作業回数」については、漂着物が多い、地元からの要請がある等の理由により頻繁に回収作業を実施している場所もありますが、海水浴シーズン前の1回の実施にとどまっている海岸もあります。こまめな回収作業を実施し良好な景観の維持を目指すため、現況以上の「2回以上」を目標値としました。 「大量漂着時の回収作業率」については、出水時などで大量に海岸漂着物が発生した際に海岸管理者等が適切な回収作業に努めるとし、目標値を100%としました。 「海岸清掃に取り組む団体数」については、より美しく豊かな海岸を目指して県民一体となって取り組むため、団体数の増加を目指すこととし、近年の本指標における実績の推移を考慮し、目標値を120団体としました。 <p>② 上流・下流の幅広い地域が連携したごみなどの発生抑制対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境美化活動の参加者数」については、現行計画の目標13万人に対し、令和元年度実績は12万8千人ではば達成となりましたが、コロナ禍により様々なイベントが中止となり、令和2年度は大幅な減少が見込まれています（速報値で1万7千人）。このため、コロナ禍前の状況まで回復させることを目指し、引き続き13万人を目標値としました。 「学びの場づくり」については、環境教育や消費者教育の重要性が高まっており、講演や勉強会、研修視察、子どもたちへの授業など、より深い理解や行動を促す取り組みに注力することから、新指標として決めました。令和元年度実績は4千人ですが、令和2年度はコロナ禍により大幅な減少が見込まれており（速報値で約1,600人）、コロナ禍前の状況まで回復させることを目指し、（現行計画期間の平均値3千人/年）×5年＝累計15千人を目標値としました。 「海岸漂着物の発生源の認知度」については、現行計画で60%（過半数）を目指し、機会を捉えて積極的に周知を図ってまいりましたが、令和元年度実績は41.4%（令和2年度速報値34.5%）と、伸び悩んでいるため、目標値は60%（据え置き）としました。 「県内の海岸の好感度」については、現行計画において目標値70%のところ、令和元年度実績は69%でした（令和2年度速報値74.5%）。このため、目標については現行から上乘せし、75%としました。 <p>③ 環日本海地域と連携した海岸漂着物対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「漂着物調査による環境教育」については、令和元年度実績は1,187人でしたが、コロナ禍により世界的に行事が中止となっており、令和2年度は大幅な減少が見込まれるため（現在集計中）、コロナ禍前の状況まで回復させることを目指し、1,200人を目標値としました。 			

番号	関連項	ご意見	ご意見に対する考え方
6	22 ページ	<p>第3章 2. 計画の目標を達成するための指標</p> <p>ごみの発生抑制につとめ、清掃活動などしなくても世界に誇る美しい景観が維持できる県にすべき。このため、海岸清掃の回数やボランティア団体の数は、マイナス目標にすべきと考える。ボランティア活動は現状では欠くことができないが、県民の善意頼みの政策を立てるべきではなく、目標値は限りなくゼロに近づけるのが理想では。</p>	<p>ご意見のとおり、漂着ごみの無い海岸を目指して対策を進めますが、現状では、県内全ての海岸に漂着ごみの存在が確認されており（7 ページ）、台風等による出水後は大量に漂着していること（13 ページ）などから、引き続き回収・処理の推進が必要と考えています。また、県民一人ひとりがより美しく豊かな海岸を目指して清掃美化活動に取り組むため、ボランティア団体の参加数の増加を目標としています。</p>
7	22 ページ	<p>第3章 2. 計画の目標を達成するための指標</p> <p>認知度 41.4%⇒60%について、どういう調査で算出され、どういう分析で目標値を 60%にされたのか。60%は、目標値として低すぎると感じる。100%は厳しいとしても、少なくとも 80%以上は目指すべきで、その達成は、そう難しくはないと考える。どういう見通しで、60%という低めの設定にされたのか？これが遅れれば遅れるほど、県民の意識の高まりが遅れることに繋がる。</p>	<p>「海岸漂着物の発生源の認知度」については、県政モニターアンケートにより把握しています。現行計画では、60%（過半数）を目指し、機会を捉えて積極的に周知を図ってまいりましたが、令和元年度実績は 41.4%（令和2年度速報値 34.5%）と、伸び悩んでいるため、改定案における目標値についても、引き続き 60%としました。ご意見のとおり、将来的にはより高い認知度を目指します。</p>
8	22 ページ	<p>第3章 2. 計画の目標を達成するための指標</p> <p>海岸清掃活動に取り組む地域団体、ボランティア団体数について、どのように、どこに働きかけて増やしていくのか、方策が見えてこない。</p>	<p>県では、「ふるさとリバーボランティア支援制度」による県管理河川又は県内の海岸における美化活動及び愛護活動の支援や、元気とやま県民協働事業（テーマ「清掃美化活動による地域の活性化」）による活動支援、「みんなできれいにせんまいけ大作戦」清掃キャンペーンによる活動の促進などを図っています。また、市町村においても、アダプトプログラムの推進や、ボランティアへのごみ袋の無料提供、ごみの無料回収等の支援、一斉清掃日を設けることによる活動の促進などを図っています。</p> <p>県や市町村は、各種講習会や出前県庁のほか、インターネットやパンフレットなどによる広報を通じて、広く県民に情報提供を行います。上流域を含めた広い地域へ海岸漂着物問題について周知し、活動への参加を呼び掛けるとともに、こうした支援制度などについても情報を発信し、取組みを拡大してまいります。</p>

番号	関連項	ご意見	ご意見に対する考え方
9	23 ページ	<p>第3章 3. 海岸漂着物対策の基本的方向性</p> <p>漂流ごみ等の対策が追加されているが、ごみが出てしまったことを前提にしている。流出したごみの分析調査や回収対策をとるよりも、まずは、いかにごみを出さないか、トレイやラッピング等、過剰包装の分析調査や削減検討を進め、ごみを出さない売り方を徹底することが重要である。</p>	<p>ご指摘の「いかにごみを出さないか」は重要と考えており、改定案においては、27 ページ「②3Rの推進」として、レジ袋の削減や使い捨てプラスチックの削減、代替素材への転換に向けた取組みについて記載しています。今後の施策の推進に向けて、引き続き、県民の皆様のご協力をお願いいたします。</p>
10	25 ページ	<p>第3章 4. 海岸漂着物対策の内容</p> <p>「①海岸管理者等の処理」の中に「海岸が私有地など」とあるが、実際に私有地の海岸は、どれだけあるのか？また、その場所はどこか？その個人に、海から流れ着いたごみを処理する義務を負わせるのは、本末転倒ではないか？8割方、県民が落とし込んだごみ、2割は外海から私有地に流れ着いたごみとすると、責任の所在は、その個人にないと思うが、いかがか？</p>	<p>私有地の海岸の例としては、高岡市太田地内の JR の鉄道護岸や、射水市堀江千石地内の電気事業者が所有する専用護岸があります。</p> <p>海岸漂着物処理推進法（第17条）において、「海岸管理者等でない海岸の土地の占有者・管理者は、その占有・管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない」と規定されています。</p> <p>この規定を基本としつつ、原因者の特定が困難である海岸漂着物等に対しては、関係者と連携し、発生抑制の取組みを進めてまいります。</p>
11	27 ページ	<p>第3章 4. 海岸漂着物対策の内容</p> <p>「②3Rの推進」と「③マイクロプラスチックの海域への排出の抑制」が重要だと考えるので、ぜひ強力で推進して頂きたい。施策として、下記を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携し、ペットボトルの製造・販売を抑制、瓶や代替素材への転換を促進 ・ペットボトル飲料販売事業者と連携し、自販機販売を抑制、または、禁止 ・自動販売機横に設置が義務付けされている回収ボックスを撤去し、消費者が購入したものから出たごみは、全て持ち帰り、家庭ごみとして処理。 <p>最近では、コンビニ等に設置してあったゴミ箱も、撤去されたり店内に入れたりするなど、ポイ捨てごみが減ったり、家庭ごみの持ち込みも減ったということ。街の様子を見ていると、自販機横の回収ボックスが溢れ、家庭ごみが捨てられている場面をよく見かける。それを県内の自販機から一掃し、販売業者に回収義務を負わせない代わりに、それにかかっていた経費を、自販機を設置している自治体に納める形にすれば良い。</p>	<p>世界的課題となっている海洋プラスチックごみ問題に対する取組みについては一層の加速が求められているなか、ご意見を参考にしながら、取組みを進めてまいります。</p> <p>なお、県では次年度、「街なかの散乱ごみ」の実態を把握し、きめこまかい対策を進めるため、デジタル技術を活用した県民参加型の調査等を実施し、その結果をふまえ、地域や業界と連携した具体的な取組みを推進する予定としております。</p>

番号	関連項	ご意見	ご意見に対する考え方
12	27 ページ	<p>第3章 4. 海岸漂着物対策の内容</p> <p>国際風潮としても、使い捨てとしてプラスチックを消費することは許されない方向に向かっており、飲料の中身だけを売る、持ち込まれた空容器にまた中身を充填して売る、というビジネススタイルが国際的に支持を受けているなか、こういった動きを県として応援する等、新しい生活スタイルを促進していくようなことは大事ではないか。</p>	<p>世界的課題となっている海洋プラスチックごみ問題に対する取組みについて一層の加速が求められるなか、県としても国内外の情報収集に努め、ご意見を参考にしながら、取組みを進めてまいります。</p>
13	28 ページ	<p>第3章 4. 海岸漂着物対策の内容</p> <p>「⑤海岸漂着物等に関する調査」は、あまり意味を感じない。富山市が昨年実施している網場による調査も同じ。枝葉を調べてそこに対策を打つより、海岸の実態を鑑み、全体に向け対策を打つ方が効果的と考える。</p>	<p>効果的な対策・施策の立案や、対策の効果を評価するためには、科学的知見の集積、調査の実施が必要です。</p> <p>また、これまでは、全体に向けた万人向けの対策（啓発等）を主に行ってきましたが、今後は、分野や対象を絞りこんだきめこまかい対策が必要とされており、随時必要な調査を行い、実効性のある取組みを進めてまいります。</p>
14	28 ページ	<p>第3章 4. 海岸漂着物対策の内容</p> <p>「⑧陸域等における不法投棄の防止」は重要であり、分かりやすいフレーズをテレビやラジオで流し続ける等の啓蒙活動が効果的と考える。</p> <p>例えば、「海のゴミは、陸のゴミ！」「富山湾の海岸に打ち上げられるごみの8割以上が、富山県内の川から流れ込んだゴミです！」「ポイ捨てはもちろん、外に置いたごみが、散乱しないようにしましょう！」など。</p>	<p>「テレビやラジオによる啓蒙活動」についてのご意見につきましては、「⑧陸域等における不法投棄の防止」、さらに、P30「②普及啓発の推進」にも関連しており、ご意見を参考にしながら、取組みを進めてまいります。</p>
15	29 ページ	<p>第3章 4. 海岸漂着物対策の内容</p> <p>「①環境教育及び消費者教育の推進」について、地域とともに環境が美しくなるように、環境美化教育に独創的かつ熱心に取り組む活動として、「ポイ捨て防止啓発」および「アダプトプログラムの推進」を展開していることを忘れないでほしい。</p>	<p>海岸漂着物を減らすために、上流域や街なかの清掃美化活動を地域と連携して進めることは重要です。「アダプトプログラムの推進」について、27ページ（2）①上流域を含めた幅広い地域における清掃活動の展開、関係者間の連携 に記載を追加しました。「ポイ捨て防止の啓発」については 28ページ（2）⑧陸域等における不法投棄の防止 に記載があるので原文のままとします。</p>

番号	関連項	ご意見	ご意見に対する考え方
16	29 ページ	<p>第3章 4. 海岸漂着物対策の内容</p> <p>「⑩農業者、漁業者等への啓発」について、昔の感覚で、海は全てを分解・浄化してくれる！という感覚の方が、高齢者を中心に、まだまだいらっやると思われ、その意識改革から始め、自分の子や孫の代、それ以降も、自分たちの生業の元となる海を汚さないように協力要請すれば、速やかに改善されると思う。</p>	<p>農業者、漁業者への啓発について、ご意見を参考にしながら、取組みを進めてまいります。</p>
17	29 ページ	<p>第3章 4. 海岸漂着物対策の内容</p> <p>「環境教育」や、改定案で新たに登場した「消費者教育」は重要であり、力を注ぐ必要がある。一人ひとりの県民、市民が、自分の生活を振り返らないと、変わっていかない。誰もが、社会的な立場のほか、一主婦や一人として買い物等をする場面がある。海岸漂着物に限らず、食品ロス、SDGs 等広い観点で、流れを起こし、消費者の関心を引き出してほしい。</p>	<p>SDGs 達成の観点からも、環境教育や、エシカル消費の浸透に向けた消費者教育の必要性が高まっています。スーパーマーケット等の企業等とも連携を図り、ご意見を参考にしながら、取組みを進めてまいります。</p>
18	34 ページ	<p>第4章 1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域</p> <p>県内の海岸全体を重点区域とすることの意味は？ABC に分けてあるとはいえ、これでは重点にならないのではないかと。景勝地として有名な雨晴海岸やゴミが集まりやすいことが分かっている六渡寺海岸など、既に特徴ある区域をまず重点区域とし、そこへの繊細な対策・対応の効果的なものを、後に全体に広げていく方が効果的と考える。</p>	<p>第2章（6、7、19 ページ等）に記載のとおり、本県では、量や質に違いがあるものの、すべての海岸で漂着物が確認されていることから、引き続き、県内の海岸全体を重点区域としました。</p>
19	40 ページ	<p>第4章 2. 重点区域における海岸漂着物対策</p> <p>（2）漂流ゴミ等の処理に関する事項 について、</p> <p>① 「漁港管理者等」の「等」とは、誰を想定しているのか？</p> <p>② 漁港管理者から協力依頼を受けた市町が処理施設能力の範囲内で運搬、処分とあるが、市町が漁港管理者である場合は全て市町が行うのか？</p> <p>③ 県が漁港管理者である場合、実質的に動くのは、どの部署なのか？</p> <p>④ 漂流ゴミは、基本、漁業者が回収し、漁港周辺に置くものが多いと予想するが、多くが大雨等で流出した流木と思われ、市町での対応が可能と思うが、市町が対応できないものとは、どんなものが想定されるか？</p>	<p>① 漁港漁場整備法に定める「漁港」以外の港湾の管理者も含まれるため、「漁港管理者等」としました。</p> <p>② 市町が漁港管理者である場合は、全て市町による実施となります。</p> <p>③ 県が漁港管理者である場合は、現場対応は土木センター・土木事務所・港事務所が行います。本庁の窓口は、水産漁港課となります。</p> <p>④ 市町では、そのゴミ処理施設の能力を超えない範囲で処理することとしています。流木の場合は、塩分の影響に配慮する必要があるほか、大きさや量によっては対応が難しい場合が想定されます。また、漁具（浮子、漁網等）については、市町の処理施設での対応が困難です。</p>

番号	関連項	ご意見	ご意見に対する考え方
20	41 ページ	<p>第4章 2. 重点区域における海岸漂着物対策</p> <p>(3) 海岸漂着物の発生抑制、環境教育等及び普及啓発に関する事項について、次のとおり修正してはどうか。県や市町村は、現在この活動を実施しているの、県民、事業者、民間団体と共に活動するような呼びかけを行う文言が良いと思う。</p> <p>(修正案)</p> <p>県民、事業者、民間団体などは、(略)</p> <p>・・・廃棄物の適正処理を行うために海岸美化活動や環境教育、普及啓発に関する活動へ参画し、行政と一体となってこれらの活動を行います。</p>	<p>原文では 第3章 計画の目指す姿と海岸漂着物対策 31-32 ページ (6) 多様な主体の役割分担と連携の確保 の中に関連記載がありますが、第4章 41 ページの記載についても、ご指摘をふまえた内容とするため、下記のとおり追記するほか、図4-3にその内容を反映します。</p> <p>県や市町村は、ごみの減量化を推進するとともに、発生抑制に関する環境教育や消費者教育、普及啓発を実施します。また、海岸漂着物対策に係る活動への県民、事業者、民間団体などの積極的な参画を呼びかけ、連携を促進します。県民、事業者、民間団体などは、エシカル消費等、3Rなどにつながるエコライフを実践し、廃棄物の適正処理を行うとともに海岸美化活動や環境教育、普及啓発に関する活動へ参画し、県や市町村の取組みに協力するよう努めます。</p>
21	41 ページ	<p>第4章 2. 重点区域における海岸漂着物対策</p> <p>河川流域から流出し、海岸漂着物となっている地域では、現場を見て、現状をわかっただけでいただくことが、大きな効果を生むと思います。</p> <p>ごみマップなどは効果があります。また、環境バスツアーも広報活動として効果があります。</p> <p>とにかく知っていただく、見ていただくことが一番だと思います。</p>	<p>「ごみマップ」等、これまで作成した学習資料等(下記 Web サイトからダウンロード可能)について、今後とも活用を図ってまいります。</p> <p>また、平成 25 年度から継続している「海岸清掃バスツアー」は、上流域の住民が下流域を、下流域の住民が上流域を実際に見て、海岸漂着物削減のために自らができることを考える機会となっています。今後とも、環境教育・普及啓発の一環として、こうした機会の確保に努めてまいります。</p> <p>Web サイトの情報については、18 ページ、44 ページに追記しました。</p> <p>「海岸漂着物ポータルサイト ～美しい海岸を守るために～」</p> <p>http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014049.html</p>
22	45 ページ	<p>第5章 5. 計画の実行性の確保</p> <p>モデル的に小矢部川流域で実施している事業について、新たな5年間に東部市町村を対象としたモデル事業を始めることで全県での取組みとなり、実効性が高まると考える。</p>	<p>小矢部川河口の六渡寺海岸では県内で最も多くの漂着物が確認されていることから、上下流域が連携した取組みを平成 25 年度からモデル的に進めてきました。昔に比べて漂着量が減少したとの声があることから、効果的な取組みについては、地域住民などの要請に応じて、他の地域に横展開を図るとして、追記しました。</p>
23	46 ページ	<p>用語解説 (五十音順)</p> <p>用語を追加することにより、県民に理解しやすくなると思うので検討されたい。</p>	<p>用語解説を追加しました。(「世界で最も美しい湾クラブ」、「スマホアプリ『ピリカ』」等)</p>